【資料２】

（案）

墨田区こども計画を踏まえた
今後の子ども施策・子育て支援策のあり方について
（答申）

令和８年３月

墨田区子ども・子育て会議

答　申　書

令和８年３月　　日

墨田区長　山本　亨　様

墨田区子ども・子育て会議

会長　西村　孝幸

令和７年４月２３日付け７墨子支第２８０号で諮問のありました標記の件について、別記のとおり答申します。

別　記

はじめに

墨田区子ども・子育て会議では、令和７年４月２３日付け７墨子支第２８０号で諮問のありました「墨田区こども計画を踏まえた今後の子ども施策・子育て支援策のあり方について」について議論を行いました。

「墨田区こども計画」は令和７年４月に施行された「墨田区こども条例」（以下、「条例」という。）を推進するための計画としても位置付けられていることから、会議では、「『墨田区子ども・子育て支援総合計画』の進捗状況の確認」「こどもの意見聴取と子ども・子育て支援施策の情報発信」「「墨田区こども条例」の実効性の確保」に論点を整理し、方向性について一定の結論を得ましたので、ここに答申いたします。

ここには、子ども・子育てに関わる委員の現場の意見が集約されております。今後の子ども・子育て行政にあたっては、本答申の内容を踏まえ、より実効性のある施策展開を望むものです。

尚、引き続き、墨田区子ども・子育て会議においては区内の子ども・子育て施策について、検討を重ねてまいります。

墨田区子ども・子育て会議

会長　西村　孝幸

Ⅰ　「墨田区子ども・子育て支援総合計画」の進捗状況の確認について

１　「墨田区子ども・子育て支援総合計画（令和２年度～令和６年度）」の総合評価について

令和６年度までが計画期間である前計画「墨田区子ども・子育て支援総合計画（令和２年度～令和６年度）」の総合評価について、議論がなされました。

○「墨田区子ども・子育て支援総合計画（令和２年度～令和６年度）」の総合評価を受けて、会議では委員から以下の意見が出されました。今後、各事業の実施にあたっては、委員意見を参考にしながら、事業の実効性をさらに高めていく必要があります。

児童の健全育成と放課後の子どもの居場所について

・熱中症や感染症対策を踏まえ、こどもが安全に過ごせる環境の整備、施設運営の工夫が必要である。

・学童クラブについて待機児童は減少しているが、子どもの居場所の確保に向けては、今後も継続的な議論が必要である。

保育の質・サービスの向上について

・保育サービスについては、量の確保加えて、現在は質の向上に取り組む段階である。就学前の質の高い保育・教育を行うためにも、現場における十分な人材確保が求められる。

地域との協働による子育て支援について

・地域が担う部分と行政や関係機関・団体が担う部分を整理し、持続可能性と安全面に配慮した子育て支援環境を整備していくことが重要である。

２　「墨田区子ども・子育て支援総合計画（令和７～１１年度）」の進捗管理について

本計画は区の子ども・子育て支援の根幹をなすものであり、定期的な進捗確認は施策の効果検証と改善に不可欠です。そこで、本計画に基づく各事業の今後の進捗管理方法について議論がなされました。

○事業の着実な進行を図るためには、目標及び年度ごとの計画を設定し、現状や実績に基づく評価を行う必要があります。取組の方向性や計画事業の進捗管理にあたり、実態が把握しやすい評価指標の設定やわかりやすい形での記載の工夫が必要です。

Ⅱ　こどもの意見聴取と子ども・子育て支援施策の情報発信について

１　こども・若者の声を聴くために

条例第１３条では、こどもの意見表明と社会参画機会の確保について定めています。幅広い年代のこどもや、様々な状況にあるこどもの声を聴くための適切な意見方法の確立について議論を行いました。

○こども自身が意見を表明できるよう、幼少期から日常の中で意見を言う経験が大切です。
○言語化が難しいこどもに対しては、選択肢の提示や具体的な問いかけ、こどもが実感しやすい身近なテーマ設定、絵・写真などによる視覚化など、発達段階に応じた工夫を取り入れることも必要です。
○こどもが安心して意見を表明できるよう、「否定しない姿勢」「笑われない雰囲気」「時間的な余裕」などを備えた環境づくりが必要です。
○中学生・高校生を中心とした若者に対しては、こどもが安心して話せる環境を整えるとともに、信頼関係を丁寧に築くことが重要です。また、直接言いづらいこどもが参加しやすくするためにICTの活用も有効です。
○こどもから得た意見がどのように受け止められ施策へ反映されたかについて、丁寧にフィードバックを行い、意見表明の意義を実感できる仕組づくりが求められます。

２　子ども・子育て支援施策の情報発信について

条例第９条では、区はこどもに対して丁寧で誠実な説明を行うこととしています。こどもの意見表明の基盤となる、こどもや保護者に対しての透明性の高い情報発信について議論がなされました。

○紙媒体やウェブサイト、アプリ、SNS など多様な媒体を利用者の実態に合わせて活用し、必要な情報に確実に到達できる発信方法を整備する必要があります。
○情報の導線を分かりやすくし、検索性や操作性を向上させるとともに、利用者の声を踏まえて内容や構成を継続的に改善し、誰もが必要な情報を迷わず取得できる環境を整えることが求められます。

Ⅲ　「墨田区こども条例」の実効性を高めるために

1　条例の周知・普及について

条例の存在や内容が区民や地域にどの程度浸透しているか、また、今後条例の理念を伝えていくためにどのようなことが効果的かについて議論がなされました。

○条例の区民や地域への浸透には課題があることから、理念や目的を適切に分かりやすく発信し、地域に広く根付かせる取組を強化することが重要です。区公式ウェブサイトの他、イベント等の活用、区民や保護者の目に触れる場所への掲示、こどもの発達段階に応じた媒体の活用など、多様で継続的な周知の実践が求められます。
○こども自身が、条例が「自分の身を守るためのもの」であることを理解することが重要です。大人が条例を正しく理解し、こどもを大切に扱う姿勢を示すことで、身近な場から理念を浸透させていくことが必要です。

2. 条例の実効性を高めるための方策

条例に定められる各主体（保護者、区民等、育ち学ぶ施設の関係者、区）が、それぞれの役割や責務をしっかり果たし、条例の実効性を高めるための方策について議論がなされました。

○育ち学ぶ施設においては、こどもが安全・安心に過ごし、個性を尊重されながら学べる環境づくりの実践が行われています。引き続き、施設関係者の自主性を尊重し、柔軟な取組を促す観点から、関係者間で条例の理解を深め、着実に浸透させていくことが重要です。
○こどもの意見表明が自身の将来や条例の理念の実践につながっていることを理解してもらうことが大切です。教育活動や発達段階に適した表現や媒体により、こどもが自ら「大切にされている」と実感できる取組を進めていく必要があります。
○区は、保護者や区民への情報発信を強化しつつ、計画に基づき、令和 11 年度の目標達成に向けた着実な進捗管理を行うことが求められます。
○財政措置を条例で義務付けることについては、税財源の使途を固定化するおそれがあることから、慎重に検討する必要があります。
○今後も定期的に条例の運用状況を検証し、課題を把握しながら改善を重ねることで、条例の理念を確実に実践へつなげることが必要です。